

県営追浜第一団地特定事業に係る入札説明書等に関する事業者ヒアリング要綱

1 総則

本要綱は、入札説明書等に関する事業者ヒアリング（以下「ヒアリング」という。）について、必要な事項を定める。

2 ヒアリングの目的

入札参加資格審査において参加資格があるとされた事業者から、個別に質問票を受け、ヒアリングにより、入札説明書等における神奈川県（以下、「県」という。）の意図と事業者の提案内容との間の齟齬が生じないようにすることを目指す。

3 ヒアリングの実施方法

ヒアリングは、事業者から提出された質問について、県ホームページで回答を公表して行う。（書面開催）

4 情報公開及び事業者の権利等の保護

質問回答については、原則公表する。

ただし、事業者独自のノウハウに関する質問回答については、県が判断し公表（回答）しないことがある。

※「事業者独自のノウハウ」とは、それにより事業者が利益を得る可能性のある事業者独自の手法、アイデア等を指し、技術的分野に限らず、リスク分担のアイデア等を含む、本事業すべてに係る内容を指す。

5 ヒアリング内容

入札説明書等に関する具体的な質問について実施する。

6 参加申込みと質問票の提出

参加希望者は、添付様式 1-3-1「事業者ヒアリング 参加申込書」及び添付様式 1-3-2「事業者ヒアリング 質問票」に必要事項を記入の上、令和 3 年 11 月 15 日（月）から令和 3 年 11 月 18 日（木）17 時 15 分（必着）の間に電子メールにより申し込むこと。

単体企業又は代表企業からの申込みとする。また、「事業者ヒアリング 質問票」には 1 つの記入欄に 1 質問ずつ記入し提出すること。

（申込み先）

神奈川県住宅営繕事務所 管理課

電 話 0 4 5 - 3 1 1 - 8 0 8 0

F A X 0 4 5 - 3 1 1 - 8 1 0 7

住 所 〒220-0073 横浜市西区岡野 2 - 1 2 の 2 0（横浜西合同庁舎 3 階）

電子メール juei.pfi-pj.h6ww@pref.kanagawa.jp

7 質問の再提出

提出された質問に不明確な点が認められた場合、県より質問票の再提出を求める場合がある。

8 費用負担

「事業者ヒアリング 参加申込書」及び「事業者ヒアリング 質問票」の提出に係る諸費用については参加者の負担とする。

9 ヒアリングにおける公平性の確保

県は、ヒアリングの参加の有無により、入札参加者間で優劣が発生するようなことがないよう、公平性に十分に留意する。

なお、入札時においては、ヒアリングで質問した内容と同様の提案を提出する必要はない。